

令和7年度 福岡市夏休みプール開放事業に関する協定書（案）

福岡市（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社（以下、「乙」という。）は、令和7年度 福岡市夏休みプール開放事業（以下、「プール開放事業」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 プール開放事業は、夏季休業期間における福岡市内の児童・生徒の健康・体力の増進と健全育成を目的として実施する。

（指定施設）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するために、甲は乙が管理運営する以下の施設をプール開放事業の指定施設とする。

「〇〇〇〇〇〇〇〇〇スイミング〇〇店」（〇日間〇コマ）

「〇〇〇〇〇〇〇〇〇スイミング〇〇店」（〇日間〇コマ）

「〇〇〇〇〇〇〇〇〇スイミング〇〇店」（〇日間〇コマ）

（利用対象者）

第3条 指定施設の利用対象者は、福岡市立の小学校及び特別支援学校に在籍する児童・生徒（以下、「利用者」という。）とする。

（利用方法）

第4条 利用者は、甲が発行するプール無料利用券を指定施設に提示し、一人につき1回あたり2時間の利用ができるものとする。

（実績報告）

第5条 乙は、プール開放事業実施終了後、速やかに実績報告書（様式7-1号・様式7-2号）を作成し、甲に提出するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、実績報告書の内容を確認し、乙からの請求に基づき乙に対し借損料を支払う。その借損料は、1施設1コマ（2時間）あたり50,000円（税込）とする。（5コース未満の施設については、別途協議を行います。）

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求を受けた日から30日以内に借損料を支払わなければならない。

(保険の付保)

第7条 プール開放事業における利用者の傷害事故については、甲が加入する傷害保険で見舞金を給付する。ただし、甲又は乙の過失に起因する傷害事故により法律上の賠償責任を負った場合は、甲、乙それぞれが加入する損害賠償責任保険により損害賠償を給付する。

(協定の解除)

第8条 乙がこの協定の条項に違反したときは、甲乙協議のうえ、この協定を解除することができる。なお、この場合において、協定の解除により乙に生じた損害は、乙の負担とする。

(協定期間)

第9条 この協定書の有効期間は、この協定の締結日から令和7年9月30日(火)までとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に、疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年6月 日

甲	所在地	福岡市中央区天神1丁目8番1号
	名 称	福岡市
		福岡市長 高島 宗一郎

乙	所在地	
	名 称	